

# 私たちは建設国保と厚生年金のセット加入による社会保険加入促進を行っています。

建設国保と厚生年金のセットで社会保険に加入することは、国土交通省が認めています!

## 社会保険とは

社会保険とは、以下の3保険を指します。

法人事業所及び、常時5人以上の従業員がいる個人事業所は、加入の対象になります。

**協会けんぽ** または **建設国保** + **厚生年金** + **労災・雇用保険**

## 建設国保に加入している事業所の対応

建設国保に加入している場合は、協会けんぽに移行することなく、以下の通り厚生年金と労災・雇用保険とセットで社会保険に加入することができます。

**建設国保** + **厚生年金** + **労災・雇用保険**

## 国土交通省が認めています

「建設国保」と「厚生年金」のセットで社会保険に加入することは、国土交通省「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」(平成24年7月30日付)に「適法」と記されています。

しかし、元請や上位企業の指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に對し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われている事例があります。

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日  
国土交通省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれましてはご了知願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者となるない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に從事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた組織であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、從前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

# 「法人」または「従業員5人以上」の個人事業所について

現在建設国保に加入している個人事業者が、「法人化」または「従業員が常時5人以上」になった場合は、**「健保適用除外」承認**を受ければ、そのまま建設国保に加入し、厚生年金の適用を受けることになります。

## ●健保適用除外とは

本来、協会けんぽの適用となる従業員であっても、「健保適用除外」の承認を受けたものは現在の建設国保のままでいることができます。

つまり、建設国保に加入していても適用除外を受けることで、協会けんぽと同等に位置づけられることになります。

一以上により、

社会保険未加入対策において、**建設国保の被保険者については、**

一定の手続きを行えば**改めて「協会けんぽ」に入り直す必要はありません。**

**私たちは元請企業に対し、  
正確な理解に基づく現場対応を求めていきます。**

元請企業等による、現場からの社会保険加入指導では、誤った指導を受けて建設国保を脱退する事例が増えています。

前述の通り、国保組合の仲間の事業所が、5人以上・または法人になった場合でも、「健保適用除外」手続きを行うことで、引き続き建設国保に加入することが認められています。

しかし、元請企業の現場指導では、健保適用除外により建設国保に加入している仲間に對し、「建設国保は社会保険未適用である」との誤った認識により、協会けんぽへの加入指導が行われる場合があります。

元請企業の誤った認識により、私たちの仲間が建設国保から離れてしまうことのないよう、現場でも、国土交通省「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入」について周知・徹底を行い、正しい指導・対応を求めます。

**全国建設労働組合総連合（全建総連）**

東京都新宿区高田馬場 2-7-15

TEL03-3200-6221 / FAX03-3209-0538